

令和7年度和木町立和木中学校学校いじめ防止基本方針（概要）

1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは人権問題であるとの認識のもと、「山口県人権推進指針」が示す、「じゆう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードとする人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を展開することが重要である。

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識のもと、未然防止の観点から、家庭や地域、関係機関等と連携・協働し、すべての生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育むことが必要である。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行うなどの継続支援も必要である。

(3) 家庭・地域との連携

生徒を見守り、健全な成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、PTA、コミュニティスクール、地域学校協働本部の体制を構築することが重要である。

(4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等との速やかで適切な連携が必要である。

3 いじめの防止等のために学校が実施する事項

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(2) 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置

- ◇学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善・中核としての役割
- ◇いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ◇いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(3) 人権が尊重された学校づくり

(4) 豊かな心を育む教育の推進

- 規範意識の醸成に向けた取組
- 他者への思いやりや社会性を育む取組

(5) いじめの防止等に関する措置

- 早期発見
- 早期対応

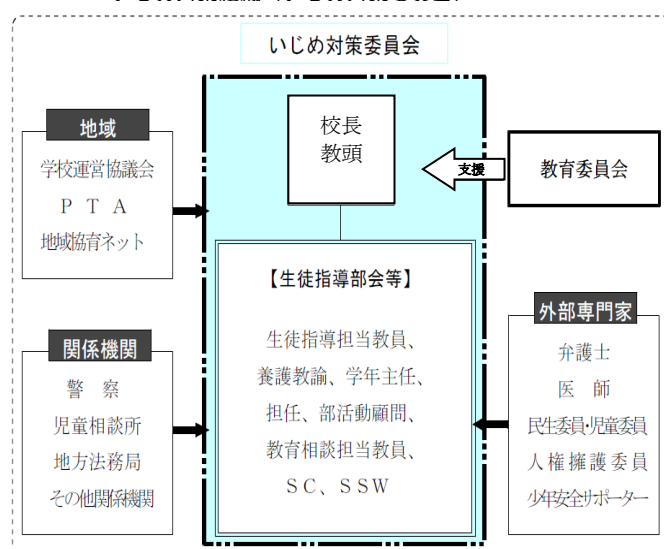
4 重大事態への対応

(1) 重大事態の判断及び報告

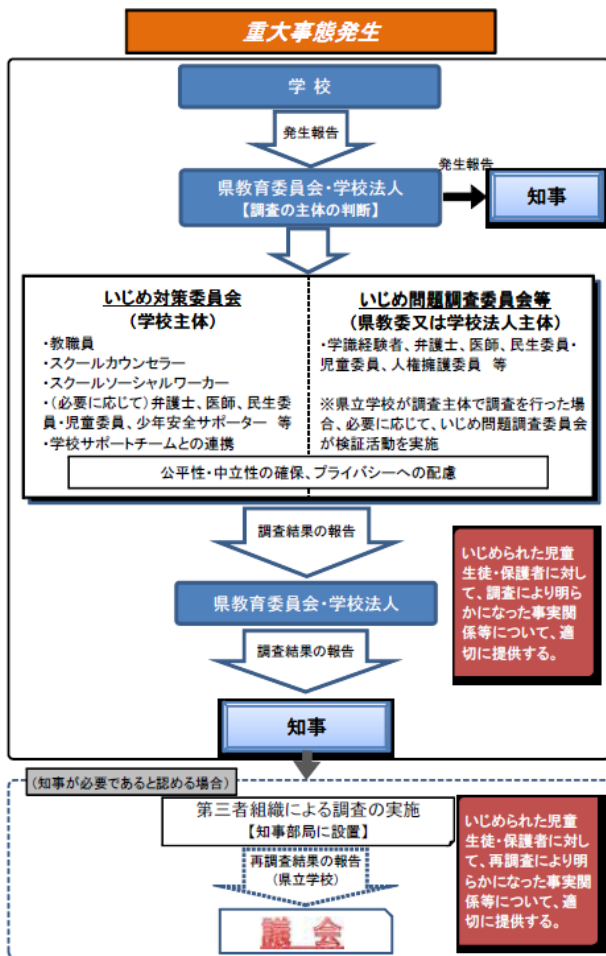
重大事態とは、以下の場合をいう。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条）

いじめ対策組織（いじめ対策委員会）



○ 重大事態発生時の調査等のフローチャート



本校におけるいじめの防止等のための具体的な対応

- 1 未然防止 (いじめの予防)
- 2 早期発見 (把握しにくいいじめの発見)
- 3 早期対応 (現に起こっているいじめへの対応)
- 4 重大事態への対応 (生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応)

■ 1 未然防止 (いじめの予防)

- (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
 - 教職員の資質能力の向上
 - 生徒指導部会等の在り方
 - 教育相談の充実
 - 生徒の行動観察
 - 生徒理解
 - 家庭・地域との連携
 - 校種間連携の一層の促進
 - 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備
- (2) 学校の教育活動を通じた取組
 - 各教科・総合的な学習の時間
 - 道徳
 - 特別活動等
- (3) 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善
- (4) 家庭・地域との連携
 - 家庭との連携
 - 地域との連携
 - 日常の取組の情報発信

■ 2 早期発見 (把握しにくいいじめの発見)

- (1) 校内指導体制の確立
 - 複数の教職員による指導体制づくり
 - 教育相談担当教員・養護教諭の役割
- (2) 具体的な取組
 - いじめられている生徒のサインを見逃さないための取組
 - 信頼感に基づいた教育相談活動
 - ふれあいの時間を増やす工夫
 - 研修の充実
 - 相談窓口の周知
- (3) 家庭・地域との連携
 - 家庭との連携
 - 地域との連携

■ 3 早期対応 (現に起こっているいじめへの対応)

- (1) 学校の体制づくり
 - いじめを認知した場合 (疑われる場合も含む) の役割分担と対応
- (2) 対応する上での留意点
 - いじめられている生徒・保護者への対応
 - いじめている生徒・保護者への対応
 - 周りの生徒 (観衆・傍観者)・保護者への対応
 - 臨時保護者会の開催
 - いじめのアフターケア
- (3) 教育相談の在り方
 - いじめられている生徒に対する教育相談
 - いじめている生徒に対する教育相談
- (4) インターネットや携帯電話等を利用したいじめへの対応
 - 初期対応
 - 関係機関との連携
 - 被害拡大の防止
- (5) 保護者との連携
 - いじめられている生徒の保護者への対応
 - いじめている生徒の保護者への対応
 - 臨時保護者会を開催する場合の留意点
- (6) 地域・関係機関との連携
 - 学校と地域との連携
 - 学校と関係機関との連携

■ 4 重大事態への対応

(生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応)

- (1) 重大事態の判断
- (2) 重大事態への対応
 - いじめられている生徒への対応
 - いじめている生徒への対応
- (3) 学校による調査